

## 第80回 統計委員会 議事録

1 日時 平成26年10月20日（月）15:07～16:27

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、中島委員長代理、川崎委員、北村委員、黒澤委員、西郷委員、白波瀬委員、津谷委員、中村委員、野呂委員、廣松委員、前田委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室室長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、佐藤内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、小森総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議事

- (1) 平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第I期基本計画関連分）について
- (2) 諮問第68号の答申「国勢調査の変更について」
- (3) 諮問第69号の答申「鉄道車両等生産動態統計調査の変更について」
- (4) 諮問第73号「社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更について」
- (5) 諮問第74号「内航船舶輸送統計調査の変更について」
- (6) 統計委員会専門委員の発令等について
- (7) 部会の審議状況について
- (8) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、ただ今から第80回統計委員会を開催いたします。

本日は中山委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

資料1「平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅰ期基本計画関連分）（案）」とありますが、これは基本計画部会の資料と同じものですので、先ほどの基本計画部会で用いました資料1を御覧いただきたく存じます。

これは先ほどの基本計画部会において御審議の上、決定いただきました。

また、本日は2つの答申と2つの諮問があります。

資料2として、国勢調査の変更についての答申案。

資料3として、鉄道車両等生産動態統計調査の変更についての答申案。

資料4として、社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更についての諮問。

資料5として、内航船舶輸送統計調査の変更についての諮問。

資料6として、それに伴って任命される統計委員会専門委員の名簿。

資料7は、それらの専門委員の部会への配属を示すものです。

最後に資料8として、9月10日に諮問されました国民経済計算の作成基準の変更についての審議状況について御報告いただきます。

以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。

まず、平成25年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅰ期基本計画関連分）についてです。

本件については、先ほどの基本計画部会において原案のとおり採択いただきました。原案をもって、本委員会の決定にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」）

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

このほかに概要という形の簡単に説明したものを記者クラブに配付して、委員会のホームページでも掲載いたします。できるだけ何をやったかということを明確にする形で国民の皆さんに情報を還元していきたいと思います。もちろん、この書き方で良いかどうかというのはまた別問題でもありますので、何か御意見があったらこちらに御連絡いただきたいと思います。

依然として若干目がちかちかするような部分ではありますが、できるだけ分かりやすい形で持っていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

次の議事に移ります。人口・社会統計部会において審議されています諮問第68号、国勢調査の変更につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明いただきます。

○白波瀬委員 では、よろしくお願ひいたします。

諮問第68号、国勢調査の変更については、本年6月16日に開催された統計委員会において、総務大臣から諮問され、人口・社会統計部会に付託された後、6月20日から9月19日までの間に計4回の審議を行い、答申案を取りまとめるに至りましたので御報告いたします。

資料としては、お手元の資料2が答申案で、これに資料2の参考資料1として、第57回人口・社会統計部会結果概要。資料2の参考資料2として、諮問した際の資料を添付しております。

それでは、答申案について御報告いたします。

まず、この答申案の構成についてです。答申案は1ページからの「1 本調査計画の変更」、4ページ中ほどからの「2 諮問第18号の答申『国勢調査の変更について』（平成21年9月14日付け府統委第73号）における今後の課題及び公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）における指摘への対応状況について」、そして5ページ下段の「3 今後の課題」の以上3つから構成されております。

最初に「1 本調査計画の変更」についてです。

「（1）承認の適否」ですが、総務省から申請のあった国勢調査の変更について、部会としては承認して差し支えないと判断いたしました。

「（2）理由等」ですが、1ページに「ア 報告を求める事項の追加・削除」、2ページに「イ 報告を求めるために用いる方法の変更等」、そして4ページに「ウ 集計事項の変更及び調査結果の公表期日の早期化」の3項目を設けて、適宜、内容や適否の判断、判断理由を記載しております。

それでは、時間も限られておりますので、主なものを中心に御報告いたします。

まずは1ページ中段の「ア 報告を求める事項の追加・削除」の「（ア）『8 現在の住居における居住期間』及び『9 5年前の住居の所在地』の追加」についてです。

変更計画では図1及び図2のとおり、調査事項として現在の住居における居住期間及び5年前の住居の所在地を追加することとしています。これらについては平成27年調査の調査時点と前回の22年調査の調査時点との間に東日本大震災が発生し、大規模な人口移動が起こっていることから、この震災の影響を居住期間や移動状況の観点から把握するために追加するものであり、これらにより得られるデータは大規模災害等の発生時における影響の推計等に資するものと認められることから、適当と判断いたしました。

次に、3ページ上段の「（イ）報告を求めるために用いる方法の変更」のうち「i オンライン調査の全国展開等」についてです。変更計画では、調査方法について前回の平成22年調査で東京都において試行的に導入したオンライン調査の全国展開、スマートフォンにも対応するオンライン調査システムの構築、また、オンラインによる回答を推進するためのオンライン先行方式により調査を実施することといたしております。

これらについては、正確かつ効率的な統計の作成や調査対象世帯における負担軽減や利

便性の向上に寄与するものと認められることから、適当と判断いたしました。

続きまして4ページ上段「ウ 集計事項の変更及び調査結果の公表期日の早期化」についてです。変更計画では、オンライン調査の全国展開などに伴う事務処理の見直しにより、

①集計事項については集計体系を見直し、従来、異なる時期に別個に作成・公表していた産業等基本集計及び職業等基本集計について、就業状態等基本集計等に再編し、産業・職業に関する集計表として一体的かつ同時に作成・公表すること。

②調査結果の公表については、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回の22年調査における3年1か月から2年3か月に短縮し、公表時期の早期化を図ることとしております。

これらにつきましては、集計事項については就業者の職業と勤務先の産業は密接な関連があることから、両者を一体的に集計・公表することは統計の有用性の向上に寄与するものであること、調査結果の公表については、調査実施から最終公表までの期間の短縮は、調査対象者への結果の周知や研究者等の利用者の利用ニーズに応えるものであることから、適当と判断いたしました。

次に、4ページ中段の平成22年の前回調査に係る統計委員会答申における今後の課題及び第Ⅱ期基本計画の指摘への対応状況についてです。

指摘としては、①～③として記載しているとおりであります。

①前回調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討。

②調査票様式の「4名連記式」から「3名連記式」への変更の可否等の検討。

③調査結果の一層の公表時期の早期化の3事項が指摘されているところです。

これら3事項に関する総務省の検討状況の概要については、別添として6ページ及び7ページにまとめております。

これらを踏まえた総務省の検討状況に関する評価については、4ページ下段から5ページにかけて記載しているとおりで、次の点が認められることから、前回答申及び基本計画の指摘事項に関する対応として評価できるとしております。

まず「① 前回調査の実施状況等を踏まえた調査事項、調査方法等の改善の検討について」は、総務省は平成23年度以降、平成27年国勢調査有識者会議等において調査事項や調査方法等の改善について、前回調査以降の社会経済情勢の変化・ニーズや前回調査の実施状況を踏まえて検討を行い、その結果により想定された改善方策に関し、試験調査の中で有効性や問題の有無等を検証した上で、平成27年調査において先ほど御説明したとおり、調査事項では現在の住居における居住期間の追加等、調査方法ではオンライン調査の全国展開等の調査方法の変更を行うことを計画していること。

次に「② 調査票様式の『4名連記式』から『3名連記式』への変更の可否等の検討について」は、総務省は平成25年に実施した第2次試験調査において、4名連記式と3名連記式の2種類の調査票を用いて調査し、その報告者から各連記式の記入のしやすさについてアンケート調査を実施するとともに、当該試験調査にかかわった調査員や地方公共団体

からの意見聴取を行い、これらの結果等を踏まえて調査票様式の「4名連記式」から「3名連記」への変更の可否を検討した結果、調査の効率的かつ円滑な実施等の観点から、当該変更を行わないとの結論を得たこと。

最後に「③ 調査結果の一層の公表時期の早期化について」は、総務省は平成27年国勢調査計画会議等において、調査の各段階における作業期間の短縮の余地を検討して、産業・職業の機械的な符号格付の導入等により、集計段階の作業期間の短縮が可能であることを明らかにし、これを踏まえ、平成27年調査において、調査実施から調査結果の最終公表までの期間を前回調査における3年1か月から2年3か月に短縮し、公表時期の早期化を図ることを計画していること。

これらの点が認められることから、調査事項に関する対応として評価できるとしていません。

最後に3ページ下段の「3 今後の課題」についてです。

本調査については、今回、今後の課題を1点付しております。すなわち平成27年調査に係る計画の変更では、調査方法についてはオンライン調査の全国展開、任意封入方式の導入、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等、また、調査事項についても東日本大震災の影響把握の観点からの調査事項の追加等、重要な変更が多数行われることとされています。

これらの変更については、総務省において事前に様々な検討を行った上で実施することとしているものですが、実際に平成27年に調査を行ったときには、想定外の事象が起こる可能性も否定し得ないところであります。

このようなことから、総務省は平成32年調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、平成27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえて今回の変更事項等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとすることが必要であると指摘しております。

答申案の御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。国勢調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは、資料2によって総務大臣に対して答申いたします。ありがとうございました。人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での審議どうもありがとうございました。

それから、1点なのですが、公表までの期間を10か月ほど短縮したというのは大変すば

らしいことでもあります。しかもそれは集計の方法という根本的なところまで遡ってお考えになったということは、大変すばらしいことだと思います。これを好事例として、ほかの統計を含めて公表までの期間を短くするという改善の努力はこれからほかのものについても、それから、この国勢調査についても、たゆまずやっていかなければいけないと思いますので、関係府省、委員の方々におかれましても、よろしくこの点について今後ともお願いいたします。

○白波瀬委員 それにつきましてよろしいでしょうか。

公表時期の早期化につきましては大変御努力いただきまして、現時点での結果を得たわけですが、やはりオンラインの全国展開自体が結果の早期化ということと連動しているわけですが、現時点では複数の調査方法が併存する状況がございますので、早期化というのは委員長おっしゃったとおり、これはたゆまず努力すべきことではあるのですが、現場の負担が過度になるというか、とりわけ移行期には大変過剰になる傾向にありますので、不必要に前のめりになることなく、しっかり現場の声を吸い上げていただいて、中長期的に早期化の方向で進んでいただきたいというふうに、こちらとしては改めて感じる次第でございます。

○西村委員長 分かりました。その点については留意しながら進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思えます。産業統計部会において審議されています諮問第69号、鉄道車両等生産動態統計調査の変更につきまして、西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは、報告させていただきます。資料は3番になりまして、答申案が一番前に来ていて、第2回目の議事概要等がくっついています。

部会は計2回開いておりまして、1回目の部会に関してはここで中間報告をしています。

2回目の部会が10月2日に開かれて、答申案の作成に至っています。

まず、答申案の全体の構成について説明をさせていただいて、それから、細かい部分についてかいつまんで説明をさせていただきます。

全体の構成ですけれども「1 本調査計画の変更」「(1) 承認の適否」「(2) 理由等」がございまして、5ページ目に「2 前回答申における今後の課題への対応について」がございまして、また7ページ目に「3 オンライン調査の推進」と、3部構成となっております。

中間報告で既に報告している内容もありますが、答申ということですので最初から説明をさせていただきます。

1ページ「1 本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」です。まずは第1段落の最後のところで、本調査の変更を承認して差し支えないという結論になっております。ただし、一部修正が必要な部分があるということなので、それに関しては「(2) 理由等」で指摘しております。

1 ページ目の今度は「(2) 理由等」に入りますけれども、ア、イと続いておりますが、両者は非常に似た内容を含んでおりますので、併せて説明するような形にさせていただきたいと思っております。

1 ページ目のアに関しましては、これは今回の変更の中では一番大きな部分だったのですけれども、従来はヒアリング等によって母集団名簿の作成というものが行われていたのですが、今回はそれに加えて、経済センサス活動調査の結果を用いて母集団の名簿を作成する。名簿のつくり方が変わるというところが一番大きなところなのです。

これに関しましては、この調査に限りませんけれども、事業所ないしは企業の母集団名簿に関しては、経済センサスの成果というものを取り入れていくという形になりますので、そのような変更は適当であると判断しております。

ただし、この変更に伴いまして、2 ページ目の上にいきますけれども、かなり調査対象事業所が増える形になります。2 ページ目の表1のとおり、従来94事業所であったものが207事業所ということで倍以上になりますので、これに関しては後からも出てきますけれども、ユーザーへのメッセージの発信ということも重要ですが、実査上もかなり大きな負荷がかかる可能性があり、これへの対応が焦点の1つになってきます。

このように、今「ア 調査対象の選定方法の変更」を説明したのですけれども、では変更された調査対象のうち、どこまでを調べるのかというのが2 ページ目の「イ 調査対象の範囲の変更」に書いてあります。これは従前とどう違うのかということが2 ページ目から3 ページ目にかけての表2に書いてあります。例えば一番上の鉄道車両（新造）に関しては、基本的には全数調査とするというような計画を立てておりますし、2 番目の鉄道車両（改造・修理）に関しては、従来は「常時10人以上の従業員を使用し、製造する事業所」となっていたのが、隣のところにありますけれども「常時30人以上の従業員を使用する事業所」などと書いてあります。

この変更の判断の基準なのですけれども、経済センサス活動調査の結果を利用して、カバレッジが95%ぐらいになるというところを目安にして、例えば今、説明いたしました鉄道車両の改造・修理のところであれば、従来は10人以上の従業員を使用しという、10人以上という基準にしていたわけなのですけれども、それを30人以上、若干基準が上がるような形になるわけですが、30人に上げたとしても鉄道車両の改造・修理の生産量全体に関しては95%ぐらいのものがカバーできる。そういう量的な基準というものをもって決めています。

したがって、そのような変更は適当であると部会では判断いたしました。

ただし、このように調査対象、実査の対象がかなり増えるという形になりますので、そのことは統計利用者に対して、そのような大きな変更があったということを周知徹底するとともに、調査する側でも調査の規模が倍以上になるようなイメージになりますので、実査における対応等についても十分に注意していただくというような確認がここでは行われております。

次に、3 ページ目の「ウ 調査事項の変更」ということで、これは納入先が公的活動を行う機関であるかどうかを区別しなければいけないという要請があったので、それに応える。ただし、例えば公的機関と言っていたものが本当に公的機関でいいのかどうかという文言の問題というものが残っていたわけなのですけれども、これに関しては国民経済計算等で使用されている公的企業というような言葉、そして、その公的企業の内容は何かということも、回答者に分かるような形で調査票の設計をし直すことが3 ページの後ろから4 ページ、5 ページにかけて書かれております。

以上が「1 本調査計画の変更」です。

今度は5 ページ目の「2 前回答申における今後の課題への対応」で、これに関しましては一度この統計委員会でも報告させていただいています。特に新造の車両については生産の途中段階がどこまで進んでいるかということに関して、受注残というような概念を導入することによって、これを把握しなさいというのが前回答申における今後の課題になっておりました。

結論から言いますと、生産段階を途中で捉えるということが新造の車両に関してはかなり難しい。概念の整理もかなり難しいし、例えその概念が整理できたとしても、回答者に自分たちがやっている会計の仕組みとは別に、それを整理して報告してもらうことがかなり難しい。特に原価に近い概念の数字を答えてもらうことになるので、忌避感もかなり強いというようなことがあって、調査実施者でやっていただきましたヒアリング等では、かなり導入すること自体が難しいであろうというような結論を得て、そのことに関しては前回の統計委員会でも報告しましたがけれども、ここでの結論もそれを踏襲しております。

ただし、これは宿題の一部になっていたわけですが、従来「手持」という用語で呼んでいたものが、現場ではむしろ「受注残」という呼び方が一般的であるということだったので、「月末手持」というところを「月末受注残」、概念は全然変えないのだけれども、文言だけ変えるという形で一部、今後の課題への対応というのがなされたという格好になっております。

以上で2 についての報告は終わりです、今度は7 ページ目の「3 オンライン調査の推進」ということで、具体的には7 ページ目の①から⑥までの対応を行うことになっております。

2 回目の部会の審議では、このオンライン調査の推進が議題に上がったわけなのですが、特にこの中でメールに添付ファイルのような形でやり取りができるということであれば、これは回答者の側にはかなり負担軽減になるのではないかとというような積極的な評価があって、この①から⑥まで、特に④というのが効果が高いのではないかとということで、この答申にある6 つの方法を推進していくということで、適当と判断をさせていただきました。

以上が答申の内容になっておまして、この答申は最後によく付いている今後の課題というものが付いておりません。これに関しては、まずは先ほど生産を途中段階で捉えるという大きな宿題が最初に出ていたわけなのですけれども、それに今回、残念ながら答えられな



いという形ではありますが、対応したということが1つと、それに匹敵するような今後の課題というものが特になかったということもあって書いていません。しかし、先ほど申しましたように、今回、名簿の作成の仕方が変わって調査対象が相当大幅に変わるということもありますので、利用者の側だけではなくて実施者の側でも予測できないようなことが起こる可能性がある。それに関しては特に今後の課題とはしないわけですが、調査実施者として当然のこととして調査の過程等をモニターしてくださいということは、部会全体の意見として議事録には残すという形で、特に今後の課題とはしなかったということであります。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明につきまして、特段の御質問あるいは御意見等はございますか。

それでは、答申案についてお諮りいたしたいと思います。鉄道車両等生産動態統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○西村委員長 ありがとうございます。

資料2によって、総務大臣に対して答申をいたします。また、産業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での審議どうもありがとうございました。

次の記事に移りたいと思います。諮問第73号、社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○金子総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 それでは、お手元の資料4の一番下に資料4の参考があろうかと思いますが、こちらによりまして社会教育調査の概要、諮問事項及び審議の留意事項につきまして、簡潔に説明をさせていただきます。

初めに、調査の概要について簡単に説明をいたしたく、資料4の参考の5ページ目、「社会教育調査の概要」を御覧ください。

社会教育調査は、文部科学省が実施する基幹統計調査でございます。その目的は一番上の調査の目的に記載しておりますが、社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにするということです。

ここで言う社会教育とは、社会教育法という法律の中で「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」という形で定義されているものです。

すなわち、学校教育以外の組織的な教育活動は、全て社会教育となります。

具体的な調査の内容ですが、資料の「調査の周期」以降に記載しておりますが、この調査は昭和30年に開始され、昭和50年調査以降は3年ごとに実施しております。全ての都道府県及び市町村教育委員会、これは約1,800ありますが、こちら及び全ての社会教育施設約7万1,600施設を対象として、教育委員会につきましては社会教育行政調査票という調査票を用い、社会教育関係職員数や社会教育委員の数等について、また、施設につきまし

ては施設の種別別に作成している8種類の調査票、ちょうど資料の中ほどにございます公民館調査票とか図書館調査票といったものですが、こういった8種類の調査票を用いまして、その施設の職員数、施設の設備の状況、事業の実施状況等を、都道府県教育委員会又は市町村教育委員会を経由した郵送又はオンライン調査で調査を行っております。

調査結果につきましては、一番下の「利活用状況」に記載していますが、社会教育法等の法律や施設の設置基準の改正に係る検討、あるいは教育基本法に基づく教育振興基本計画の策定のための基礎資料、さらには中央教育審議会や文化審議会といった関係審議会の資料という形で幅広く活用されております。

次に、今回の諮問事項についてですが、大別いたしますと、「調査計画の内容の変更」、及び「基幹統計の名称の変更」、この2つの変更を承認することについてです。

最初に、調査計画の内容の変更についてですが、6ページを御覧ください。上段の枠書きには近年の重要課題ということで、今回の変更の背景について、また、下段の枠書きには平成27年社会教育調査のポイントということで、上段の枠書きに対応いたしまして、今回、主にどのような変更を予定しているのかということについて整理しております。

1つ目の変更ですが、上段枠書きの最初の○の1番目のボツに記載しておりますが、近年の社会教育法の改正により、教育委員会に対し、社会教育に関する助言を行う社会教育委員、さらには公民館の事業に関する調査審議を行う公民館運営審議会委員、こういった委員についての委嘱基準につきまして、従来ですと社会教育法で直接規定されていたわけですが、これが地方公共団体の条例によるものに変更されたところであります。

これにより従来、社会教育法で規定されていた社会教育関係者等のほかに、条例で定める者も社会教育委員等に委嘱することが可能となりました。

このことへの対応として、下段の枠書きの最初の○に整理しておりますが、具体には2ページの上段の表を御覧ください。こちらで社会教育行政調査票等における社会教育委員等の構成員に関する設問の選択肢ということで、従来ですと現行という部分ですが、いわゆる学校教育関係者とか社会教育関係者とかが、こういった形で選択肢として並んでいるところがございますが、今回、真ん中の変更後という部分でございますが、従前、法で規定されておりましたような学校教育関係者等のほかに「その他条例で定める者」という選択肢を追加するということが計画されているところであります。

また6ページにお戻りいただければと思います。続きまして上段枠書きの最初の○の2番目のボツの記載でございます。社会教育法等の改正に関連したものとして、公民館、図書館等につきましては、社会教育法等において運営状況の評価及びその結果の公表に関する努力義務という規定が新設されたところであります。このことへの対応として、下段の枠書きの2つ目の○に記載しておりますが、公民館調査票等において自己評価の有無あるいは評価結果の公表の有無といったものを把握するための調査事項の追加が計画されているところです。

2つ目の変更ですが、上段の枠書きの2つ目の○の記載の部分です。平成24年に「劇場、

音楽堂等の活性化に関する法律」という新たな法律が作成されたところであります。これにより従来、法的位置付けのなかった演劇等を行うホール、いわゆる文化会館等と言われている施設ですが、こういった施設につきまして法的位置付けが整備されたところです。このことへの対応として、下段の枠書きの3つ目の○の記載ですが、従前の文化会館調査票という調査票につきまして、その名称を「劇場、音楽堂等調査票」に改めるとともに、調査対象の属性的範囲等の記載を変更することが計画されております。

ただし、これらの変更は名称に係る形式的な変更でございまして、調査対象に関する実質的な変更を伴うものではありません。

3つ目の変更でございしますが、上段枠書きの3つ目の○の記載の部分であります。近年、情報通信技術が急速に進展しつつあり、これにより社会教育等への情報通信技術の活用可能性も増加してきているところであります。このことへの対応として、下段の枠書きの4つ目の○の記載でございしますが、公民館調査票等における情報ネットワークによる情報提供方法について、従来のホームページのほか、メールマガジン及びソーシャルメディアを追加いたしまして、この点についてより詳細に把握することが計画されているところです。

4つ目の変更でございしますが、上段の枠書きの4つ目の○に記載の部分です。公民館については東日本大震災を契機として、避難所としての機能が再認識されてきているところです。

一方、公民館の中には昭和56年の耐震基準の策定以前に建設され、必ずしも十分な耐震性を有していないものも相当数あると考えられるところです。

こうしたこと等から、下段の枠書きの5つ目の○に記載しておりますが、公民館調査票等において耐震診断の実施の有無や、地方公共団体による避難所としての指定の有無といったものを把握するための調査事項の追加が計画されているところです。

次に、基幹統計の名称の変更でございします。3ページの中段「(2) 社会教育調査(基幹統計)の指定の変更(名称の変更)」という部分を御覧いただければと思います。社会教育調査におきましては、現在、基幹統計調査の名称と基幹統計の名称が同一になっていることから、これらを分けるために基幹統計の名称を社会教育調査から適切な名称、例えば社会教育統計といった名称に変更することが計画されております。なお、現在、基幹統計の中でその名称が基幹統計調査名と同一なものは本調査のみでございまして、本調査に係る基幹統計の名称変更を行えば、全ての基幹統計について、その名称が基幹統計調査名と異なるものになります。

続きまして、審議の留意事項についてです。3ページの3の特記事項という部分を御覧ください。今回、御審議をお願いしたい事項といたしましては、今、御説明いたしました調査計画の内容の変更や基幹統計の名称の適否といったことのほかに、平成20年調査に係る統計委員会答申で付された課題あるいは公的統計の整備に係る基本的な計画において指摘された課題、こうした指摘事項への文部科学省の対応状況についても御審議を頂きたいと考えているところです。

このうち、平成20年調査に係る統計委員会答申で付された課題につきましては、資料の3ページから4ページにかけての記載のとおり2点ございまして、具体には4ページ目の1行目の部分でございますけれども、まず「関係主体、すなわち社会教育施設ごとの収入・費用構造や施設の利用者側の状況の把握のための所要の改善」というものが1点ございます。

さらに4ページの②に記載しております「学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等の観点からの所要の改正」ということがございます。ここで言う学習内容の分類とは、公民館で実施されております学級とか講座といったものにつきまして、その内容、例えば外国語ですとか球技ですとか園芸とか、そういった内容に応じて分類する区分でありまして、現在、最も細かいレベルで78区分が設定されています。

また、本年3月に第Ⅱ期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」が閣議決定されたところでありますけれども、その中で社会教育調査につきましては資料4ページ目の「また」以下の部分でございますが、「施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備の検討」が指摘されているところです。こうした課題・指摘事項への文部科学省への対応状況についても、御審議いただきたいと考えています。

私からの説明は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で御審議いただくこととしておりますが、ここで特段の御質問あるいは御意見等はございますか。

**○中島委員** 私は11ページのところで、今年3月に閣議決定された基本的な計画にかかわっていなかったのですが、ちょっとお聞きしたいのですけれども、ここで中教審の審議結果を踏まえつつ、生涯学習というより広い視野からの統計整備を検討する。これは具体的にどういう意味で、それが今回の諮問にはどの程度反映されているのかということをお聞きしたい。

**○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官** 文部科学省でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目、中教審における審議のことでございますが、これは教育委員会制度自体のあり方を見直したらどうかという議論がございました。現在はいわゆる首長部局、知事部局、市町村長部局と独立した行政委員会的な形で教育委員会制度は存続になっておりますけれども、それを一緒にして、首長部局の1つの部局にしてはどうかという考え方も出てきました。

ただ、これは最終的には中教審での審議、それから、国会での審議、法律改正を経て、現行と同じような行政委員会という位置づけになっております。それが教育委員会制度のあり方に関するところでございます。

もう1つ、生涯学習というより広い視野からの統計整備ということでございますけれども、御案内のとおり生涯学習は学ぶ方から見た概念という形で、それに対して教育を提供

するという観点から見ますと、学校教育と社会教育、家庭教育、もろもろ行われております学習の機会の提供あるいは御自身による読書等、を幅広い概念を含んでおります。そのような観点から、本調査はあくまでも1つのコアの社会教育ということでございますけれども、生涯学習という視点からどのような統計整備が可能か、妥当かということについて検討する、そのような趣旨であると理解しております。

以上です。

○中島委員 済みません、意味がよく分からないのですけれども、恐らく生涯学習というものの定義みたいなものがあるわけですね。そういうものがあって、今後こういう統計調査がどうかされるかという話があるので、その辺りの関連性を文部科学省としてはどう考えていらっしゃるのですか。

○出澤文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官 お答えいたします。

まず生涯学習についての定義でございます。これは法律上も定義がなされておられません。なぜならば、やはり学習する側の方のいろいろなお考え、多様な方法等により、いろいろな形態で学ぶということでございますので、そういうような性質から、それを法律で生涯学習というのはこれこれこうですという定義にはなじまないだろう。そういう観点から現在いわゆる法令等において、明確に定義がされてございません。

○西村委員長 よく分からないのですけれども、まず1点、先ほどの教育委員会等の制度のあり方に関する審議結果を踏まえつつというのは、例えばこの諮問資料のどれに対応するのですか。

○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 私からお答えします。先ほども文部科学省から少し説明がございましたが、実はこの社会教育調査は、本来ですと今年の秋に調査を実施する予定であったのですが、諸事情により1年延期となりました。

1年延期になった理由は、昨年の秋から冬にかけて、中央教育審議会等において、教育委員会制度等の在り方に関する検討が行われ、それらの中の議論で地方教育行政の実施主体を教育委員会から首長部局に移したらどうかという議論がありました。

こうした議論の結果、仮に首長部局が実施主体ということになりますと、現在、教育委員会を經由して実施している社会教育調査について、調査系統への影響が生じるわけですが、それ以上に、生涯学習、これは、国民の方が様々な機会、場を通じていろいろな学習をするというものですが、こうした生涯学習のためのサービスの提供は、必ずしも教育委員会所管の施設だけで行われているわけではなく、首長部局でも講座や学級などが行われているため、制度変更を踏まえ、現在よりもかなり幅広い施設等を調査対象にしなければいけないのではないか等の議論があり、こうした状況を念頭に、基本計画において「中央教育審議会の審議結果も踏まえて」という記述が盛り込まれたものと理解しております。

ただ、最終的には、実施主体（執行機関）自体は従前どおり教育委員会とすることになり、地方教育行政の枠組み自体の大きな変更は、結果的に生じませんでした。

ここの文章の意味というのはそういうことでございます。

また、社会教育と生涯学習との関係という部分ですが、これも先ほど文部科学省から少し説明がありましたが、いわゆる生涯学習とは先ほど申し上げたとおり、国民が様々な場所、機会を捉えて学習をするということなのですが、その中で公的施設においてそういった学習の機会を提供することが社会教育の役割であり、すなわち、社会教育は生涯学習を行う際のいわばコアになる部分ということになります。

この社会教育調査との関係では、資料の10ページを御覧いただければと思いますが、前回答申において生涯学習に関する記述が今後の課題の部分にございます。生涯学習については、平成2年から関係の施策が出てきているのですが、そういったものも踏まえ、従前の社会教育というある種、限定された範囲の中ではなくて、生涯学習ということも念頭に置きながら、この調査の在り方についていろいろ考えるべきではないかということで、これは前回答申よりもかなり前の平成14年調査に係る答申においても、既にそういった指摘がなされています。そうした指摘を踏まえ、本調査について、これまで生涯学習関連の様々な変更が少しずつ行われてきた経緯がございます。

例えば直近、平成20年調査ではどのような変更が行われたかといいますと、当時、「生涯学習・社会教育施設調査」という一般統計調査（当時は承認統計調査）があり、この調査において、社会教育法等の法律に根拠を持たないような文化会館、博物館類似施設等が調査されていましたが、生涯学習というものを支援する社会教育の全体像を把握するという観点から、この生涯学習・社会教育施設等調査を社会教育調査に統合したということがございます。

そういったことで、毎回少しずつそういった生涯学習ということを念頭に起きつつ、社会教育調査の変更が行われてきたという経緯がございます。

少し長くなりましたけれども、説明は以上です。

○西村委員長 ほかに御質問はございますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これは今お答えいただくというよりも、今後、機会があれば検討していただいて、教えていただけたらという趣旨でお尋ねするのですが、これは調査実施者にお尋ねするのがいいのか、それとも制度官庁にお尋ねするのがいいのか分からずにお尋ねしているのですが、実はこの調査票を見ますと行政機関に属する施設が多くあります。それに対して統計法に基づき統計調査を行います。そうして調査票の中にはマル秘と書いてあって、回答の内容は秘密事項とされています。

そうすると、これは行政情報としては通常だと情報公開の対象となるものがかなりあると思います。それに対してこれを統計法でこうやって質問した途端に、調査票は秘密という扱いになりますが、一体これはどうやって解決するのだろうか。つまり、例えばある公共施設の利用状況とか運営状況について一般市民が知りたいとしたときに、調査票の情報は一応、秘密が守らなければいけないということになるとは思います。それが公開を求めた途端に出てくるという矛盾した状況が起こると思います。

そういう意味で、この調査票の全てがそうだとということではないですが、本当にこれが基幹統計のような縛り方をした調査とするのがいいのか、それとも何か行政のルートから集めた行政情報とするのがいいのかというのは、私は非常に素朴な疑問を持っておりまして、これは前から思っていた疑問でもあるので、一度その辺りのことも教えていただけたらというのが1つお願いです。

もう一点、実は母集団は一体何だろうかというのが分かる部分、分からない部分があります。先ほどの生涯学習もそうですが、ここでは報告者数が何件とか何人とか書いてあるのですが、恐らく全数調査なのだろうと思うのですが、一体母集団リストはどこから来ているのだろうかというのが知りたいところですので、また今後の機会で結構ですから教えていただけたらと思います。

**○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** まず2番目の御質問の母集団リストについてですが、実は文部科学省が本調査の実施の都度、地方公共団体に依頼して整備してきたファイルがあり、これが母集団名簿になっています。なお、この名簿整備に当たっては、経済センサスの結果を参考としつつ整備するということになっております。

一方、1点目の御質問についてですが、これはなかなか微妙な問題です。すなわち、社会教育調査以外の調査においても、例えば先般、御審議いただきました医療施設調査についても、調査対象に公立の医療機関が含まれており、その調査事項の一部である診療科目等はオープンな情報になっているのではないのかということがあります。そうした調査票情報の秘密保護と公開との兼ね合いについては、いろいろ機微な部分もございますので、本日の御質問を踏まえ、部会審議までに検討・整理したいと思っております。

以上です。

**○西村委員長** 川崎委員の質問に付加する形になるのですが、例えば社会教育、ここに書いてあることはかなり公的な部分であります。ある意味、私的な部分で社会教育は実際にやっているところもあるわけです。そういうようなものとの、もちろんそれをすると母集団がとてつもなく大きくなるということがありますので、その問題があるのですが、次第に民間での事実上の社会教育みたいなものが、コンティニューイング・エデュケーションみたいなことですが、そういうものが出てくるとすると、その辺りのところも本来ならばすみ分けとか、調べるときにどういうふうに調べるのかということを考えていくことが多分どこかの時点で必要になってくるのではないかと思いますので、その辺りも含めて、これは今回の部会で考えるべきなのかということは、また違う話になると思いますので、しかし、問題意識としてはそういうことは考えていただきたいと思っております。

**○金子総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 御参考までに申し上げますと、社会教育調査の調査票の中には体育施設調査票というものがございます。その調査対象は、公立の体育施設以外に民間の体育施設も含まれています。これは、過去の整理において、民間の体育施設も社会教育サービスに準じるものと位置付けられていることによるものです。

一方、御指摘のとおり、カルチャーセンター等の教養系の施設は、社会教育調査の調査

対象となっております。これについては、実は、平成14年までは、先ほど申し上げた一般統計調査である「生涯学習・社会教育施設等調査」の調査対象にカルチャーセンター等が含まれており、カルチャーセンター調査票という調査票により調査が行われておりました。しかし、カルチャーセンター等については、14年当時、経済産業省が実施する特定サービス産業実態調査の調査対象にもなっており、調査対象が重複するという点で、特定サービス産業実態調査で調査するという整理になりまして、以後、当該実態調査で調査が行われております。

ただ、当該実態調査で把握しているカルチャーセンター等に関する情報が、生涯学習という観点から現状十分なものとなっているかどうかという点については、部会で少し議論する余地があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○西村委員長 分かりました。ありがとうございました。

ほかに特段の御意見、御質問はございますか。

それでは、本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については先ほどのいろいろな問題提起もありましたが、それを含めて同部会で審議いただくことにしたいと思います。

その後、人口社会統計部会で御審議いただいた後、本委員会に御報告いただくこととなりますが、よろしくお願いたします。

次の議事に移りたいと思います。諮問第74号、内航船舶輸送統計調査の変更につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、説明いたします。

お手元の資料5を御覧いただければと思います。国土交通省所管の内航船舶輸送統計調査の変更についてです。事務局からは調査の概要、主な変更点及び審議すべき重点事項の3点につきまして、説明をさせていただきます。

資料5の最後に付けている資料5の参考「諮問の概要」を御覧いただければと思います。

少しページが飛びまして5ページの内航船舶輸送統計調査の現行、調査の概要を御覧いただければと思います。

調査の目的ですけれども、本調査は船舶による国内の貨物の輸送の実態、すなわち国内の港と港を結んで食料品や日用品のほか、石油製品あるいは鉄鋼、セメント、石炭などの産業基礎資材を運ぶ内航海運の実態を明らかにしまして、交通政策などを策定するための基礎資料を得ることを目的としまして、昭和38年から実施されている歴史の長い統計調査です。

次に、調査の概要についてです。本調査は内航船舶及び自家用船舶の輸送実績を把握する調査、すなわち営業用調査と自家用調査から構成されています。このうち営業用調査は月次調査として、それから、自家用調査は年次調査として実施されております。

また、本調査は内航海運業法に規定する事業者のうち、営業調査は約780事業者から総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う約200事業者を抽出し、一方、自家用調査につ



いては、総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による輸送を行う全ての事業者、約150事業者を対象として実施しております。

調査事項としましては、鋼鉄船か、あるいは木造船かといった船舶の属性や、いろいろな貨物を運ぶ一般貨物船か、あるいは自動車運ぶ自動車専用船かといった船舶の用途、それから、輸送した区間及び距離、燃料の種類別消費量などがございまして、国土交通省が輸送又はオンラインにより実施しています。

結果の公表についてですが、集計事項としては各調査から把握した輸送トン数や、輸送した貨物の重量であるトンと輸送した距離であるキロ数をかけ合わせた輸送トンキロ、燃料消費量などであり、月報あるいは年報としてそれぞれ公表しております。

それから、結果の利活用についてですが、地球温暖化対策、モーダルシフト推進等に係る施策立案のための基礎資料。モーダルシフトにつきましては※印で注意書きをさせていただいております。あるいは国民経済計算、産業連関表などを作成するための基礎資料など、多方面に活用されています。

7ページに詳細な資料を添付しております。

裏面の6ページの上の枠書きのところですが、ここでは今回の変更の背景について整理しております。2点ございます。

1点目は、内航船舶を取り巻く状況の変化を踏まえまして、統計精度の向上を図る観点から定期的に母集団情報を把握し、調査対象の選定方法について検討することが求められていることです。

2点目は、いわゆる第Ⅱ期基本計画におきまして、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上や、物流の効率化を輸送モード横断的に評価するための輸送貨物品目分類の統一といった取り組みが求められていることです。この関係の資料は9ページに添付しています。

これらのことを受けての主な変更点ですけれども、1ページにお戻りいただき、主な変更点は報告を求める者と集計事項についてです。まず報告を求める者についてです。2点ございます。

1点目のアですが、営業用調査に係る母集団数を従前の約780事業者から約530事業者に変更することです。これにつきましては営業用調査に係る母集団情報を把握するための調査を実施し、当該調査結果に基づき最新の母集団情報を把握し、整備するというものです。

2点目のイですが、営業用調査の調査対象事業者の選定方法については、今、申し上げた母集団数の変更等を踏まえ、図1のとおり層区分を従前の44層区分から17層区分に、これに合わせて報告者数を従前の約200事業者から約180事業者にそれぞれ変更することです。

これについては2ページに移っていただき、いわゆる第Ⅱ期基本計画において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められており、これに対応するため標本設計の見直しを行い、より正確な統計を作成するため、標本層の統合を図るとともに、従前の月間輸送量に加え、新たに月間総燃料消費量についても、目標精

度を設定し、必要な報告者数を定めるといったものです。

次に、集計事項についてです。こちらも2点ございます。

1点目のアですが、年報の営業用調査結果の集計事項について、新たに貨物船用途別、油種別燃料消費量を追加することです。これについては先ほどと同様に、第Ⅱ期基本計画において、内航海運における燃料消費量を把握する統計の精度向上に取り組むことが求められていることに関係するものです。油種別燃料消費量については、従前から貨物船や輸送船など、用途別に3区分で集計、公表を行っておりますが、既存の調査事項から注1のところに記載しておりますが、例えば自動車専用船あるいはセメント専用船といった7区分の情報が得られますので、こういった情報を活用し、現行よりも詳細な貨物船の用途別の情報の集計・公表を行うものです。

2点目のイですが、営業用調査及び自家用調査の月報及び年報に係る集計事項のうち、品目別区分について、図2のとおり細分又は統合を行うことです。

3ページに移っていただき、これについては第Ⅱ期基本計画において物流の効率化を輸送モード横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一を行うことが求められており、これに対応するため、国土交通省において本調査、港湾調査及び自動車輸送統計調査における輸送貨物の品目分類の見直しについて検討が行われ、当該検討結果を踏まえ、輸送貨物の品目分類を統一し、3調査相互の比較可能性を向上させるため、本調査の品目分類の細分化あるいは統合するというものです。

なお、鉄鉱石と統合する品目にある硫化鉄につきましても、港湾調査及び自動車輸送統計調査においては、ここまで細分化した把握をしていないということや、あるいは本調査結果から対鉄鋼石で約0.2%程度といったようなことも踏まえ、統合するというものです。

3の審議すべき重点事項のところですが、御審議をお願いしたい事項について整理しています。3点ございます。

1点目の「(1) 報告を求める者の変更について」と「(2) 集計事項の変更について」では、これまで説明した変更内容が、第Ⅱ期基本計画において求められていることに対応したものとなっているかについて、御審議いただきたいと考えております。

3点目「(3) 平成22年4月以降の調査の実施に係る調査計画の変更(軽微変更)時の指摘事項への対応状況について」では、2点ございます。

1点目の「ア 母集团的確な把握について」は、先ほどの1点目の報告を求める者の変更についてと同様の観点から御審議いただきたいと考えております。

2点目の「イ 調査結果の公表早期化について」では、営業用調査の結果について、約1か月程度遅延していることから、公表の早期化に向けた国土交通省の取組状況について御審議いただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託して、詳細については同部会で審議いただく

こととなりますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますか。

では、本件についてはサービス統計・企業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくことにしたいと思います。廣松部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。今回諮問された社会教育調査の変更及び社会教育調査の指定の変更並びに内航船舶輸送統計調査の変更の審議に参加していただくため、資料6のとおり4名の専門委員が本日10月20日付けで任命されました。各専門委員の所属する部会におきましては、資料7のとおりとさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、国民経済計算部会に付託されております国民経済計算の作成基準の変更の審議状況について、中島部会長から御報告をお願いいたします。

○中島委員 御報告いたします。

10月1日に第13回国民経済計算部会を開催しまして、その審議状況を御報告いたします。資料8にまとまっておりますので、そちらも併せて、詳しい内容については後ほど御覧ください。

国民経済計算部会では、我が国の国民経済計算の作成基準の変更について、計5回程度の審議を予定しております。今までの審議と今後の予定については、資料8の最後のページに表が載っております。現状このとおりに進行しているという形です。

10月1日のSNA部会では、国民経済計算の次回基準改定と2008SNAについて、国民経済計算次期基準改定に向けた対応についての2つを議題として審議が行われました。なお、本部会の審議においては国民、とりわけSNAは非常に統計利用者の説明責任というものが重要になってきますので、事務局には部会でもなるべくそういった形で、ニーズを踏まえた形でパワーポイント等の資料を用いてプレゼンテーションの形式で説明をお願いしております。現状では計算部が非常に頑張っておりパワーポイント資料を作成してくれています。

最初の議題、次回基準改定と08SNAについてですが、これは基準改定とは何かとか、その内容、各国の取組状況等の説明が行われまして、これについては特段、委員から意見はありませんでした。

2番目の議題の国民経済計算、次回基準改定に向けた対応については2つテーマがありまして、1つは経済活動別分類の変更ということで、こちらは国際標準産業分類、ISICというものがあまして、そちらと統合的な産業分類に近づけようということで、今回の基準改定についてISICとできる限り統合的な分類を実現していくということで取り組んでおります。

こちらについては委員から特段の意見もありませんでしたが、結局、新旧の分類が変わるものですから、新旧の対応表を出してユーザーの利便性に配慮してほしいという意見がありました。

2番目の私立学校の取扱いについては、SNAマニュアルについては財、サービスの売上

高が生産費用に比べて50%以上の場合は、民間のいわゆる市場に対応したサービス生産者という分類であり、また、それ未満の場合は非市場とする50%ルールというものが推奨されています。今回は私立学校に関しても、現状の日本全体の売上高生産費用比率が70%になっていまして、50%を大きく超えている現状ですが、それが現状では非市場のNPISHと呼ばれるNon-profit Institutions Serving Householdsという対家計民間非営利団体に位置付けられておりますので、今回はそれをSNAマニュアルと整合的に市場に位置付けようという計算部からの改革といえますか、改善の提案です。

これに対して委員からは賛成と反対の両方の意見が今のところ出ていまして、賛成の場合はこういう国際ルールに従って、現状でも70%だからということなのではけれども、反対の意見としては、国公立学校とは違って私立学校には助成金が入っているものですから、助成金の額に応じて50%、場合によっては下回る場合も出てくるのではないかと。そういうことを懸念する声等もありました。ですので、私としましては賛成と反対の両方の意見もあるものですから、そちらを検討して次回のSNA部会でもう一度議論して、結論を得たいと考えています。

また、先週の金曜日に1回部会が開かれていまして、いわゆる生産に貢献する非金融資産範囲の拡充として、R&Dを資本の形成として扱っていくという考え方と、兵器システムを資本として記録していくことについて審議が行われました。非常に有意義な議論が行われましたけれども、その結果については次の本委員会で御報告させていただきたいと思えます。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問はございますか。かなり重要なことがこれから出てきますので、次回以降、積極的な議論をいたしたいと思えます。

それでは、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○伊藤内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会は11月17日月曜日の14時30分から、この会議室で開催することといたします。詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第80回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。